受講無料　令和8年度中信地区労働フォーラム

「松本労働基準監督署からのお知らせ」

講師：松本労働基準監督署　労働基準監督官

「事例から学ぶ労働法の基礎」

- 固定残業代が無効になる場合
- 変形労働時間制が認められない例　　ほか



長野県ＰＲキャラクター
『アルクマ』
©長野県アルクマ

講師：長野働き方改革推進支援センター
特定社会保険労務士　　浅田　昌範　氏

日 時	令和8年10月21日（水） 13：30～16：00（受付開始13：00から） ※定員100名
場 所	長野県松本合同庁舎　2階　講堂 松本市大字島立1020

事業主、人事労務担当者、労働者、労働組合役員、そのほか労働法に関心がある皆様どなたもご参加いただけます。お申込みをお待ちしております。

申込先

長野県中信労政事務所
〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎 5階
電話 0263-40-1936　（受付時間9:00～16:30、土日祝日を除く。）
ＦＡＸ　0263－47－7828
メール　chushinrosei@pref.nagano.lg.jp

裏面の申込書をFAXまたは、同内容を記載したメールをお送りください。

主催：長野県中信労政事務所
共催：松本労働基準監督署、長野働き方改革推進支援センター
後援：松本市